

三木町農業委員会

令和 6 年 6 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和6年6月定例会議事録

(会 期) 1日間

(開催年月日) 令和6年6月21日

(会議時間) 13:25～14:53

(開催場所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 17名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
5番	阿部	一義
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
11番	北岡	利幸
12番	鈴木	勤
13番	地下	三
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

欠席委員数 1名

8番 高重 浩二

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 川田耕平課長補佐
3. 池田静代副主幹
4. 漆原翔平係長

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 使用貸借返還通知について

(2) 香川県農業会議常設委員会審議報告について

13時25分 開会

- 事務局 失礼いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。只今から6月の三木町農業委員会定例会を開催いたします。本日高重委員より欠席の連絡をいただいております。
それでは開会にあたりまして、高尾会長からご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 事務局 ありがとうございます。今月の定例会は、農地法関係議案11件と農用地利用集積計画について、それぞれご審議をお願いいたします。本日の議事録署名委員につきましては、阿部委員さんと古市委員さんをお願いいたします。それでは高尾会長よりお願いいたします。
- 会長 それでは、さっそく審議に入っていきたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より提案をお願いします。
- 事務局 はい。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページ、議案第1号をご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。
- 会長 はい、それでは地区担当の委員さん、1番から補足説明をお願いします。
- 地下委員 所有者が高齢によって、売却の話があつて、●●さんと話がまとまったということです。よろしくお願いします。
- 会長 はい、次の方をお願いします。
- 川田委員 ●●さんの土地が●●さんの農地の近くにあつたので、利便性がいいので●●さんが購入して作っていききたいということです。
- 会長 3番は私の方から。お父さんと息子さんでちょうど畑が宅地に入り込んでおつたということで2.5㎡くらい。この部分を名義的にも整理しようということです。それから4番ですが、これは池戸●●の東側で●●さんがお母さんと一緒にイチゴをしてたんですけど、お母さんが亡くなって、一人ではできないということで施設ごと●●さんに譲りますということです。よろしくお願いします。次の方をお願いします。
- 森委員 5番の件ですけど、所有者の方はこちらにいない方で農地の財産処分を考えていたところ隣接農地を所有し、耕作している●●さんが耕作上も便利になるということで取得するもので、特に問題ないと思います。
- 会長 以上5件の説明が終わりました。何かご質問のある方いらっしゃいませんか。
- 沖藤委員 3番目の贈与ですけど、年齢的にみると息子から親にいくようになってますが、息子から親に贈与するということですか。
- 事務局 はい、そういうことです。
- 会長 他にございませんか。
- 委員一同 (質問なし)
- 会長 それでは採決に入ります。議案第1号について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号について事務局より提案をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。
【議案第2号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。ご審議、よろしくお願いします。

会長 5条については、現地調査となるので、現地調査の報告をお願いします。

沖藤委員 それでは、現地調査の報告を行います。6月分の農地法関連の申請について、去る、令和6年6月12日(水)の午前9:00から5条申請6件につきまして、高尾会長、阿部委員、私(沖藤委員)、事務局2名の計5名、及び担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。
その中で問題となったのは、5条申請の番号1です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地への影響もありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 続きまして地区担当の委員の方。補足説明がありましたらお願いします。

藤澤委員 1番ですけど、家で犬を飼ってたんですけど、かなり大きくなったということで、犬の遊び場としてドッグランを整備するというものです。これといって困るということはないと思いますのでよろしくお願いします。

地下委員 2番目の●●に売ったところですが、数年前から稲は作らんと草が生えとったところですよ。そこで処分を考えていたところ、●●と話がついて計画に至ったということです。

溝淵常雄委員 3番ですけど、さきほど説明があったように申請者は●●さんの孫の旦那になります。それで今度新しくここへ分家住宅を作ろうということでの申請です。水利組合や隣接農地耕作者とも話はついておりますので、特に問題はないと思います。

鈴木委員 4番ですけど、●●さん、ご主人が亡くなって一人では耕作できないということで、農地を処分するということです。排水についても水利組合と話はできておりますので別に問題はないと思います。

森委員 5番ですけど、●●さんという方、こちらには住んでおられないんですけど、遊休農地にカウントされているような状態で、今回●●によって転用され、事務所になるということでございます。遊休農地の解消がこういう形でされるのが果たしていいのかどうか分かりませんが、これも一つの方法ではあるのかなと思います。
次に6番ですが、●●という自動車販売を大きくやっている会社が●●から引っ越してきてやっているんですけど、駐車場が足りないということで、賃貸借権を設定して駐車場を整備するということです。特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

会長 はい、以上6件でございますが、議案の第2号について何かご質問ありませんか。

鈴木委員 1番のドッグランというのは商売するんですか、それとも自家用ですか。

藤澤委員 これは聞いているんですが、商売でなく、自分の家の犬用の遊び場として整備するものです。

会長 6番の●●さんの駐車場ですが、既存の駐車場が西からも出入りできるようになっていて、そこがちょうど今回の申請地の目の前であることから計画に至ったようです。

会長 それと●●の住所ですが移転したところに移してないんですかね。

事務局 法人の登記簿の住所が申請書に記載の住所となっているので、移してないようです。

会長 他に質問は特にございませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第2号農地法第5条の許可申請について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認することといたします。続きまして、議案第3号でございますが、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、提案をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第3号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらにつきましては、新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の3ページをご覧ください。番号4から説明いたします。
【番号4から番号18について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上となります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 農業委員の方は情報が来っていないものもあるかと思います。自分の担当地区ありましたら、確認していただきたいと思います。全体的に質問のある方いらっしゃいますか。

職務代理 9番、10番の●●さんですけど、今回から名前が出てきたんですけど、この人は担い手になっているんですか。

事務局 担い手にはまだなっていませんが、こちらの●●さんは、●●の●●で3年間社員として働いていて、三木町在住のため、三木町で本格的に就農し、規模拡大していきたいとの希望があるようです。また、現在中学生の息子が後継者として継いでくれるようであれば、20～30haくらいを目指していきたいということで農地機構の方から聞いております。露地野菜の栽培を希望しておって、ブロッコリー、オクラのほかスイートコーンも栽培していきたいとのことでした。

職務代理 まだまだ●歳で若いので、こういう人が出てきたら、三木町の未来も明るいですね。

会長 場所は森委員の地区ですかね。

森委員 場所は●●のすぐ西側辺りになります。

岡田委員 道は十分ですな。

森委員 でも田んぼに入るところは結構せまいんですよ。あまり大きいトラクターになると入れないようです。そこまで大きい機械は今のところ使う予定がないので、いけるだろうということで聞いております。

会長 家は●●の●●に住んでおるんで、もう少し家の近くを希望しておったようなんですが、なかなか条件に合うところがなくて、将来的に大きくしていけば、住むところも変わるかもしれませんね。認定農業者にはまだなってないんですか。

事務局 はい、まだなっていません。

会長 ●●の●●さんですか。これはどなたになるんですか。

職務代理 ●●の息子の嫁で、●●さんから名前を変えていきよるところです。

会長 分かりました。他に特にございませんか。

古市委員 4番の●●さんですけど、作目が綿花ということですが、これは趣味の世界、家庭菜園ということですか。

事務局 この●●さんが趣味で畑をやりたいということでもともと農地の所有者である●●さんとはお知り合いだったようで、●●さんはもう農業はしないということで話ができたとです。

古市委員 染色かなんかをやっておるんですか。

事務局 そこまでは聞いてないんですが、出荷についても考えていないとのことでした。

会長 土地としては●●か。

職務代理 ●●の●●です。

会長 はい。他はよろしいですか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは採決に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、承認する委員は挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認とします。審議事項は以上となります、続きまして、報告議案の第1号、2号について続けて説明をお願いします。

事務局 それでは報告議案について説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について説明します。
【報告第1号、2号について朗読(別紙、議案書のとおり)】
以上になります。

会長 報告事項にはなりますが、ご質問はございますか。

藤澤委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、報告第1号の方で1番と2番ですが、転用目的での解約ということですが、これ場所はどのあたりになるんですか。

事務局 場所は●●の南西で、●●と●●の間の農地になります。

藤澤委員 この周囲の田んぼ5反、6反を巻き込んで転用するということで聞いてんですけど、この転用の申請の時期は分らんわな。

事務局 直接行政書士はまだ来てないので、分かりませんが解約の書類を持ってきたときに転用の話があるというのは聞いておる状況です。なので時期は未定です。

藤澤委員 面積5反、6反を転用して何をするかというのは聞いておりませんが、6反くらい転用するということだったので参考までにお聞きしました。

会長 ●●の南側くらいか。

事務局 そうです。

会長 報告事項は以上でよろしいですか。

職務代理 報告第2号の3番、4番ですけど●●さんが大きくやっておって、●●さんに変更になったようですが、●●さんは元々何を作っておったんですか。

事務局 ●●さんが何を作ってたかというのはこちらの方では把握しておりません。

職務代理 結局、●●さんから●●さん変わったということやね。

事務局 そうです。進入路が狭いため、田んぼの使い勝手が悪いということで、●●さんは元々町外の方なので、●●の方でメインにやっていくということのようです。

森委員 見た限りでは、この1、2年は荒れとるような感じでした。何か作物をやっていたような形跡は見られませんでした。

職務代理 あと報告第2号の1番、2番やけど、解約の申し出は貸し手と借り手のどちらからですか。

沖藤委員 これは、●●の方から返すという話をしました。ちょうど●●さんが家畜を飼っているところの周りの農地で進入路も1本しかないし、一体的にやってもらった方が農地の集約にもなるのでいいだろうということで。後は水張り関係の問題もあって返したというところですよ。

職務代理 はい、分かりました。

会長 他にありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 なければ、議案については以上となります。
 続きまして、次第の2番、香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。令和6年5月の審議分となります。農地法第4条につきましては、香川県内については0件でした。農地法第5条につきましては、香川県が10件、62, 208.51㎡、三木町分は0件です。以上になります。その他で事務局から報告があります。

事務局 令和7年度からの農地貸借制度についてです。こちらのカラー刷りの新たな農地の貸借のしくみと表記された資料をご覧ください。現在は相対による利用権設定と農地機構を通じた貸借との2本立てで農地の貸借を行っていますが、地域計画の策定に伴い、令和7年度よりこれらが全て農地機構を通じた貸借に変わります。そのため、令和7年4月1日以降は、新規の農地貸借と現在農地貸借全体の約3分の2を占める相対の契約が期間満了に伴い、次回更新時からは全て農地機構を通じた貸借となっていきます。また貸借の中身についても基本的には地域計画で定めた目標地図で位置づけられている担い手等に権利設定を実施するようになります。仮に地域計画で定めていない農業者に農地の貸借を行う場合には、地域計画の変更手続きを行い、目標地図を修正したうえで農地の貸借を行うこととされています。
 詳細の事務手続きやその流れについては現在県、農地機構及び各市町の農業委員会にて調整中でありますので、決まり次第ご報告させていただきます。
 また、みなさんご承知おきのこととは思いますが、資料の中下段に記載がありますとおり、過去5年間連続して水張りしない水田については、令和9年度から麦等の一部の交付金が交付されなくなりますので注意していただき、周りの農業者の方への周知についてもできる範囲でよろしく願います。説明は以上になります。ご質問等あればよろしく願います。

古市委員 地域計画の変更の手続きが貸し借りに必要だということですけど、これはすぐにできる

ものなんですか。

事務局 事務手続きはスムーズにできるようにお願いしますというように県のほうには伝えておるんですが、公告等の作業も必要になってくるようなので、どうなるかという詳細については現状決まっていないというところです。

古市委員 ということは、1、2か月遅れるということもあり得るということですか。

事務局 可能性はあるんですけど、貸借については貸借を先にしてしまって、事後に遡って公告するということもできないかということを県も国の方に要望しているようです。このような状況でまだ詳細については決まっておりません。

古市委員 それともう1点、水張りの件ですが、5年に1度水張りしないと交付金が出ないという話なんですけど、5年終わって水張りしていない農地を契約切って、次の方がまた麦を作るといった場合、交付金を受けることは可能なんでしょうか。

事務局 それはできないですね。その筆に5年間水張りできていないという色がついてしまうので、耕作者が変わっても交付金を受けることはできません。

鈴木委員 それは誰が調べるんですか。

事務局 方法が2点あって、1点目がJAの再生協の担当職員が現地確認を行うという方法で2点目がこちらの水張りの実施状況及び水張り前後に作付けした作物の収穫状況等報告書という専用の様式があるので、これに農業者の方が自身で写真を撮って添付したものを提出していただく方法です。

古市委員 農協の職員が確認は無理でしょ。今営農相談員、三木町いないですよ。

会長 南部の方から見に来るという話です。

事務局 今でも随時確認に行っているという話は聞いております。

鈴木委員 麦をやってない人はかまんのやろ。

会長 それが今言ったように今は個人の管理しよる土地でもう少し先に認定農業者に貸そうとなった場合に色がついてしまっている農地は交付金を受けられないから貸せないということになるんです。そこらが今問題になっておるところです。

岡田委員 貸せんようになったら、最終的には放棄地として残ってしまうんじゃない。売れる田んぼはいいですけど。

松田委員 1回色がついてしまったらそれを元に戻す方法はないんですか。

事務局 今のルールではないんですけど、今みなさんが言われているような問題がこれからどんどん出てくるので、将来的に変わる可能性はあるかもしれません。ただ今の段階では色がついてしまった農地は今後交付金が出ないということしか回答できないです。

古市委員 6年目以降で水稻をやってもだめということですか。

事務局 はい、そういうことになります。

鈴木委員 水稻せないかんの。水入れるだけでいいんじゃないの。

事務局 水管理を1か月以上実施しておれば大丈夫です。

鈴木委員 畑でブロッコリーをやっているんも水入れないかんのか。

会長 畑はかまいません。

原内委員 水田利活用の助成金がでよる農地に関しては必要ということです。

会長 元々地目が畑のところには補助金はでよらんけんな。これはいろいろややこしいのでまた整理しておきます。次の説明をお願いします。

事務局 それでは資料の1番下になりますが、令和7年度農地等利用の最適化推進施策に関する改善意見のための提出意見ということで書かせていただいております。総会の際に説明して委員のみなさまからちょうだいした意見を集約したのになりますので、これをこの度農業会議を通じて県に提出しますので、よろしくお願いします。

事務局 それでは最後に7月の行事予定について説明します。
(行事予定について説明)

事務局 慎重審議ありがとうございました。地域計画と水張り問題につきましては、まだまだ不透明なところが多々ございます。各市町も農業会議を通じて国に対して現状の課題であるとか今後の手続きであるとかいうことについて早く決めてほしいということで要望しておる状況でございます。今後何か進展がありましたらご報告させていただきたいと考えております。それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会6月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

14:53 閉会